

町内の動勢

42年3月1日現在

総人口 11,068 人
男 5,200 名 女 5,868 名

世帯数 3,207 戸

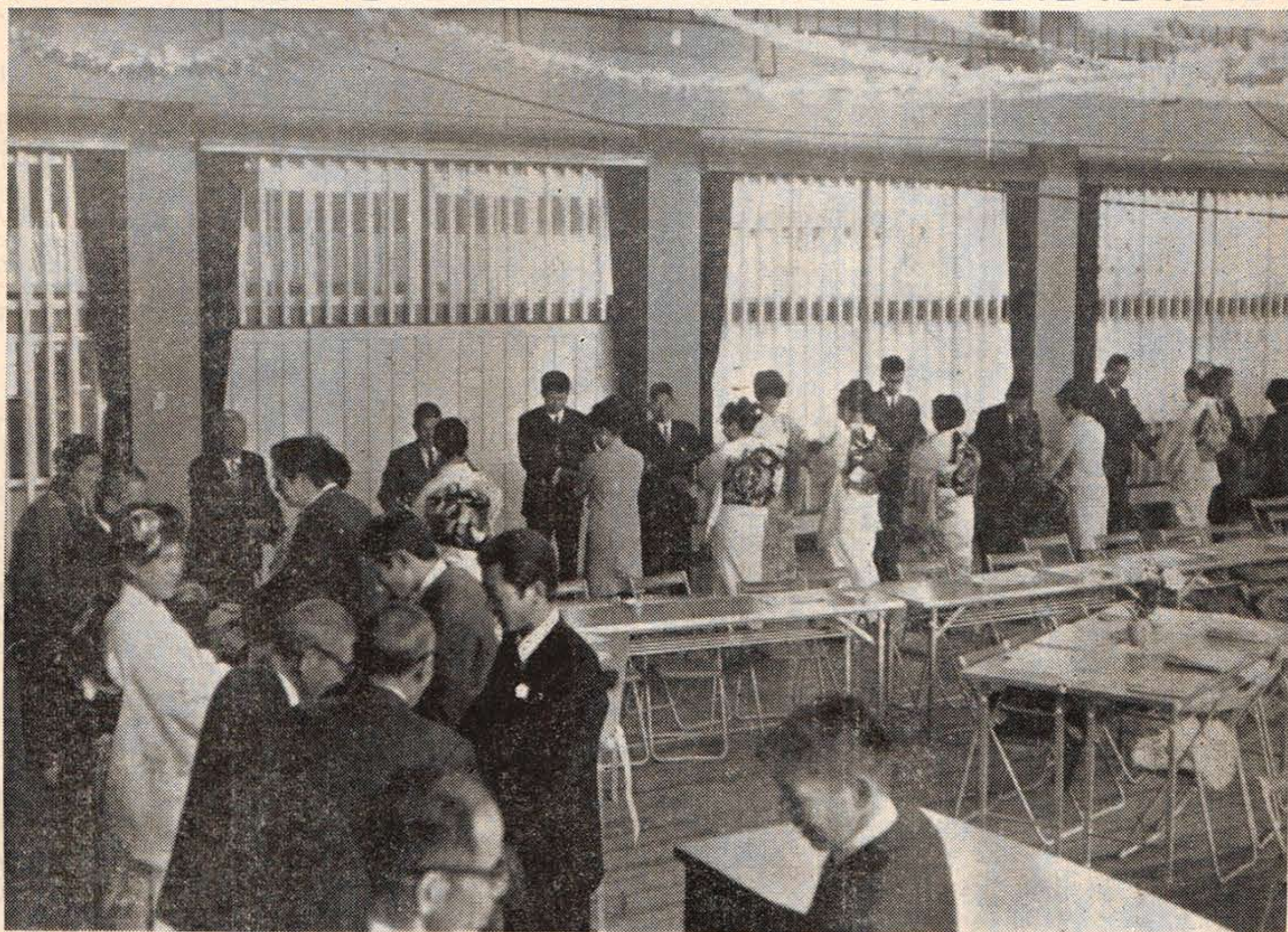


No. 18

昭和42年

3月1日

蒲生町役場



盛会だった成人式 成人者と来賓の楽しいホークダンス

とじると便利です

戦争犠牲者の国家補償適用

洩れの方々のために

移動援護課開設

戦争犠牲者の援護については昭和二十七年法律第一二七号により昭和二十七年四月戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されてから既に、一〇有余年を経過し、数次にわたる法の改正がなされ、又、新法等の制定によりその適用の範囲もひろがってきましたが、これらの事を知らないために当然の国家補償を受ける権利を持ちながら、これを受けていない方々が、鹿児島県においても約三一・三〇〇人位おられ、金額にして一八億九千八〇〇万円の巨額になります。(県援護課調べ)

蒲生町におきましても未だこのような方々が相当数おられるものと予想されます。

しかしこのような権利も正規の手続き申請がなされませんと時効期限が過ぎますので、無効となって補償は受けられないこととなります。

町としましてはこのような皆様のために県の援護課と相協力しまして三月中旬に一日移動援護課の開設を予定していますので、次に掲げるような事項に該当すると思われる方々で未だ援護の適用を受けておられない場合は、是非この際お気軽に相談に来て下さる事をお待ちしています。

記

◎戦没者の遺族

軍人、軍属、準軍属等の遺族には次のような年金が支給されます

公務扶助料九万参千円、特例扶助料五万六千円、遺族年金、先順位者九万式千円、その他五千円、遺族給与金六万四千円、遺族一時金十万円

(イ) 軍人、軍属、準軍属が内地戦地を問わず、公務によって死亡したり傷

【第三面につづく】

【第一面よりつづく】

病恩給障害年金を受けている人が死亡した場合はその遺族に対して死亡した方の、それぞれの身分によって前記の扶助料、年金のうち、いづれかが毎年支給され弔慰金五万円、又は三万円が併給されます。

(ロ) 尚戦地でけがや病氣をして復員してから、これがもとで死亡された方の遺族は勿論、内地部隊で発病してから復員して結核性の病氣と精神病なら六ヶ年、その他の病氣なら二ヶ年以内に死亡された方の遺族にも支給されます。

(ハ) さらに今まで公務扶助料等を受けることのできなかった戦没者の継父母、嫡母、入夫婚姻による妻の父母、父の内縁の妻、母の内縁の夫、事実上の養父母等にも遺族年金や遺族給与金が支給されることになりました。

○特別弔慰金(三万円)

弔慰金(五万円)だけしかもらわなかった人や、今まで年金等ももらっていた父母や妻が死亡した

り、子供が成人になって年金を受給する人がいなくなった遺族で兄弟や成人の子供にも特別弔慰金が支給されますが、この該当者が県下に一万七千人位あります。

○特別給付金(二〇万円)

戦没者の妻で再婚していない人は全員支給されませんが、戦没者死亡後一定の期間内に再婚して離婚したり、又は死別して、再婚前の戸籍に復籍された戦没者の妻にも支給されることになりました。

◎勲章等の伝達

(昭和三十一年一月七日閣議決定)

今次の戦争に関する勤務に関連して死没した軍人軍属、準軍属等で戦地又は内地は勿論、自分の内地で死んだ方でも死亡の原因が今次戦争中の勤務に関連するもので、公務死と認められたら叙勲及び叙位があります。

◎戦傷病者

○軍人、軍属、準軍属期間中けがをし、又は病氣にかかりそれがもと

で現在障害のある人は(イ)内地戦地を問わず、公務によるときは、障害の程度により傷病恩給或は障害年金、又は障害一時金が支給されます。

傷病恩給、又は障害年金(年額四拾八万二千円)三万九千円)

障害一時金、(三拾二万)拾五万八千円)

(ロ)軍人、軍属であつてそのけが又は病氣が戦地で生じたものは公務として取扱われます。

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金

(昭和四十一年七月一日公布され昭和四十一年四月一日から適用されます。

戦傷病者等とは

(イ)軍人、準軍人、軍属、準軍属、従軍、軍属等であります。

(イ)の内昭和十二年七月七日以後の公務傷病による不具癱疾者で、その程度が特別項症から第五項症までの人です

(戦傷病者手帳に記載してあります)

(ロ)昭和三十八年四月一

◎復員者の恩給

日、同日に於いて戦傷病者等の妻である者○軍人で昭和二十年九月二日までの戦地勤務が三年あれば加算恩給が支給されます。

(イ)戦地等の加算年だけで、年数の足りない人には終戦後未復員期間の一ヶ月に一ヶ月の抑留加算があります。

(ロ)本人が死亡しておれば遺族がもらへます。

(ハ)県下に資格がないがら手続をしていない人が約四、〇〇〇人位あります。

(ニ)昭和四十二年一月から軍人以外の公務期間にも軍人の加算年が算入され、また従軍文官の戦地加算(三ヶ月加算)も復活します。

○一年未満の軍人在任年も合計すれば軍人恩給(準士官以上十三年、下士官兵十二年)に達する人、恩給をもらっているが一年以上七年未満の応召年数等が算入されていない人の恩給請求は昭和四十二年

戦傷病者の範囲(法律第109号戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による)

号	身 分	公 務 の 態 様	備 考
1	軍人 準軍人	昭和12年7月7日以後における公務による負傷または疾病	昭和38年4月1日において次に掲げる給付を受けていたもので、同日において当該給付に係る不具癱疾の程度が特別項症から第5項症までのもの
2	もとの陸海軍部内の高等文官等(勅68.該当者)	" "	①傷病増加恩給の受診者(第5項以上)
3	もとの陸海軍部内の判任文官等(勅68.非該当者)	" "	②国家公務員共済組合連合会が支給する「公務による不具癱疾を支給事由とする」年金
4	もとの陸海軍部内の有給の属託員、雇員、傭工員等	戦地勤務の期間および昭和20年9月2日以後海外にあつた期間内の公務による負傷疾病	③郵政省共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合が支給する「公務による不具癱疾を支給事由とする」年金
5	船舶運管会乗組船員	昭和12年7月7日以後戦地に於て業務による負傷疾病	
6	満鉄特殊勤務の雇員等	業務又は戦地による疾病負傷	
7	徴用者、部員者、戦闘参加者、国民義勇隊員	昭和20年8月9日~20年9月1日の間の業務による負傷疾病	
8	満洲開拓義勇隊	昭和20年9月2日以後海外にある自己の責に帰する事由による負傷疾病	
9	特殊帰還者	昭和中の戦地勤務期間内自己の責に帰する事由による負傷疾病	
10	嘱 戦犯者	昭和中の戦地勤務期間内自己の責に帰する事由による負傷疾病	

◎引揚給付金

六月三十日までしないとき効によりもらへなくなりす。○不具癱疾の成年の子について加給が認められます。増加恩給、公務扶助料の受給者に不具癱疾で生活資料を得るみちのない成年の子がある時は、その者について扶養家族加給を認めるようになりす。これは本人が直接請求します。用紙は役場にありす。南方地域から軍の命令で終戦前に引揚げた者並びにその他の地域で終戦六ヶ月以内に外地で出生した方、又は引揚後、昭和三十三年三月三十一日まで死亡し、死亡した時、満二十才以上、二十五才未満であつた方。

最近の統計から

年令別・男女別・死因

年令	順位	第一位	第二位	第三位
10以下	男	不慮の事故	肺炎・気管支炎	胃腸炎
	女	同	同	同
10才代	男	不慮の事故	ガンの	心臓の疾患
	女	同	心臓の疾患	腎炎
20才代	男	自殺	不慮の事故	全結核
	女	同	全結核	心臓の疾患
30才代	男	不慮の事故	全結核	自殺
	女	全結核	ガンの	心臓の疾患
40才代	男	全結核	ガンの	不慮の事故
	女	ガンの	全結核	脳卒中
50才代	男	脳卒中	ガンの	全結核
	女	ガンの	脳卒中	心臓の疾患
60才代	男	脳卒中	ガンの	心臓の疾患
	女	同	同	同
70才代	男	脳卒中	ガンの	心臓の疾患
	女	同	同	同

年代によりかかやしやすい病気、あるいは命をうばわれやすい病気や事故を考えて、健康と生命の維持に充分注意しましょう。

育英会貸費生募集

蒲生町育英会

一、募集人員 貸与額(月) 二、メ切日
 高校十四名 一・五〇〇円 高校 三月三十一日
 大学 三名 三・〇〇〇円 大学 四月十五日

三、申込先

蒲生町公民館内

蒲生町育英会事務局

四、申込用紙

事務局に備えてあります。
 細部については事務局にお問いあわせ下さい。

三月三日は耳の日

耳は子どもの

知能を左右する

三月三日は耳の日です。

いうまでもなく、耳(聴覚)は、目(視覚)や鼻(きゆう覚)とならんで人間の重要な感覚です。この三つのどれが欠けても人間の生活は不便なものです。とりわけ、目と耳の果たす役割は大きなものです。

近年、乗りものや機械の発達によって、私たちの生活は便利になり、暮しやすくなった反面、乗りものの音や機械の騒音は、ますます大きくなるばかりで、私たちの神経を極度に刺激しています。このような騒音の中で私たちは生活しています。また、静かな部屋で、音楽(整音)を聞くとか、愉快な会話に興じることは、耳を騒音から守って、病気の予防になります。

よりますと、動物に激しい騒音をくりかえし与えたところ、その動物の寿命は、著しく短くなったことが証明され、人間にも同じ結果がおよぶのではないかと推測されています。

また学校で、耳の悪い子と健康な子の知能を比べた結果、耳の悪い子は、知能が非常に劣ることも証明されています。このように、耳は、子どもの知能を左右するほどたいせつなものであることがうかがえます。

そこで、子どもが難聴や耳がおかしいと訴えるときは、すぐ専門医にみせて、早期治療に努めたいものです。また、静かな部屋で、楽しく音楽(整音)を聞くとか、愉快な会話に興じることは、耳を騒音から守って、病気の予防になります。

また、静かな部屋で、楽しく音楽(整音)を聞くとか、愉快な会話に興じることは、耳を騒音から守って、病気の予防になります。

時流

▲結婚シーズンになり、適令期の農業する青年たちは大きな悩みに直面している。それは嫁になかなか来ない人がいないということである。▲「親や本人は、農家にでもどこへでもやる。行くと申してはおるが、本心はそうではないのではなからうか」先日の青年の会での意見。▲またその日の会で、しばらくは、自分の姉や妹は農家へ本当にすすめて嫁がせたいかとの間に、みんな黙ってしまった。

▲出来たら自分の嫁には農家の娘を、自分の娘は、サラリーマンへの気持をもっている親、子はすくなくない。この気持は自分の職業に自信を失い、自らけなし劣等感をいだいていることになるのではなからうか。▲今少し農業のよさを再確認し、自信と誇りをもち希望のもてる雰囲気をつくってほしい。

▲他人の職業は「よく」見えるが逆にいうと、自分の職業も他からは「よく」見られていないと云うことだ。▲文字どおり本町農業の鍵を握る青年たちに、いい嫁さんをみんな世話したいものです。

香典返し寄附

町社会福祉協議会

二月七日現在

参千円也 恒吉タツエ
 五千円也 東克之
 五千円也 松元栄
 五千円也 福島 兼満
 参千円也 飯牟礼 親
 参千円也 別府 慶
 参千円也 窪田 佳子
 五千円也 猿渡 慧一
 式万円也 上野 春日
 五千円也 永田 政志
 五千円也 大脇カズエ
 参千円也 厚地 栄造
 式千円也 瀬之口ヨシエ
 参千円也 藤崎 政則
 式万円也 有馬 エイ
 参千円也 若松 シヅ
 参千円也 西和馬
 参万円也 木原 道子
 参万円也 宮内下
 参万円也 新野 胤次
 参万円也 久末後

◎蒲生町育英会

生 年 月 日		老令年金の 受給に必要な 期間(A)	60才に達する年月 (B)	(A)の期間を満たすために 納付を開始しなければなら ない最終の年月(B)-(A)
高加 令入 任 意者	明39.4.2明40.4.1 40.4.2~41.4.1 41.4.2~42.4.1 42.4.2~43.4.1 43.4.2~44.4.1	4年1月 4.1 4.1 4.1 4.1	被保険者期間が 10年であるので 保険料最終納付 月は46年3月	42年3月
強加 入 制者	44.4.2~45.4.1 45.4.2~大2.4.1 大2.4.2~3.4.1 3.4.2~4.4.1 4.4.2~5.4.1	4.1 5.1 6.1 7.1 7.1	昭46.4~47.3 47.4~48.3 48.4~49.3 49.4~50.3 50.4~51.3	42.3~43.4 43.3~44.4